

厚生労働省茨城労働局発表
平成20年12月25日

担 当	職業安定部職業安定課長 久保寺 高志
	職業安定部職業安定課長補佐 清水 昌幸
	電 話 029-224-6218

「茨城労働局緊急雇用対策本部」第1回会合の開催について

平成20年12月19日に茨城労働局と茨城県が連携して設置した「茨城労働局緊急雇用対策本部」の第1回会合が12月25日（木）午後1時から、水戸市宮町1丁目の茨城労働局2階会議室で開催された。

会合では、本部長である植松茨城労働局長のあいさつに始まり、国の雇用対策と茨城県の緊急経済雇用対策について意見を交換し、連携して現下の厳しい雇用失業情勢に対応していくこと、また、労働者の雇用の維持を企業側に求めていくことも確認され、別紙にある「対策本部緊急メッセージ」が採択された。

今後は、労働基準監督署長がこのメッセージを携え、直接企業訪問を行うなどして非正規雇用労働者を始め労働者の雇用維持を働きかけることとした。

- 第1回 茨城労働局緊急雇用対策本部会合
平成20年12月25日（木）午後1時から2時30分
茨城労働局 2階会議室 水戸市宮町1-8-31

- 次第
 - (1) 本部長あいさつ
 - (2) 副本部長あいさつ
 - (3) 「茨城労働局緊急雇用対策本部設置要綱」の説明
 - (4) 雇用の情勢及び対策（国・県）
 - (5) 本部メッセージの提案
 - (6) 意見交換

- 資料
 - 「茨城労働局緊急雇用対策本部設置要綱」
 - 「茨城労働局緊急雇用対策本部緊急メッセージ」
 - 「年末緊急相談窓口の開設について」

茨城労働局緊急雇用対策本部設置要綱

1 目的

世界的な金融危機の影響等により茨城県内の雇用失業情勢は「求人への減少に加え、有効求職者の増加が続き下降局面にある」ところであり、今後更に、派遣労働者、期間工等の非正規労働者を中心に大量の離職が懸念されるとともに、離職に伴い、社員寮等の住居の退出を余儀なくされる者も見込まれるところである。

また、新規学卒者については、採用内定の取消しも懸念されるところである。

こうした情勢を受け、茨城労働局と茨城県は連携してこれら離職者等への再就職支援を迅速かつ的確に実施するため、「緊急雇用対策本部」(以下「本部」という。)を設置することとする。

2 設置場所

「本部」は、茨城労働局に置く。ただし、事案の発生状況に応じ、離職者や離職予定者、関係事業所等が特定の公共職業安定所管内に集中している場合等で、「地域雇用対策本部」(以下「地域本部」という。)を公共職業安定所に置く方が、迅速かつ機動的な対応が可能と判断される場合には、当該公共職業安定所に「地域本部」を置くことができるものとする。

3 構成

本部は、次の者より構成し、必要に応じて関係各署・所長及び関係機関の参加を求めるものとする。

本部長	茨城労働局長		
副本部長	茨城県商工労働部長		
本部員	茨城労働局職業安定部長	労働基準部長	
幹事	茨城県商工労働部		
	労働政策課長	職業能力開発課長	
	茨城労働局職業安定部		
	職業安定課長	職業対策課長	需給調整事業室長
	茨城労働局労働基準部監督課長		
	茨城労働局総務部企画室長		
	水戸・土浦・筑西公共職業安定所長		
	水戸労働基準監督署長		
関係団体	独立行政法人 雇用・能力開発機構茨城センター統括所長		
	財団法人 産業雇用安定センター茨城事務所長		

4 業務

- (1) 雇用調整及び新規学卒者の採用内定取消しに係る情報収集、指示、指導
- (2) 離職者の早期再就職支援の実施
- (3) 採用内定を取消された学生等への就職支援の実施
- (4) 離職者等への生活支援対策等の実施
- (5) その他、必要な再就職支援策の検討及び実施

5 運営

本部の事務局は、茨城労働局職業安定部内に置き、庶務関係については職業安定課において処理する。

附則

この要綱は、平成20年12月19日より施行する。

「茨城労働局緊急雇用対策本部緊急メッセージ」

茨城労働局と茨城県との連携により設置した「茨城労働局緊急雇用対策本部」は、現下の雇用失業情勢から、事業主各位に対して下記の「緊急メッセージ」をここに発するものであります。

記

現在、世界的な金融危機の影響等により、派遣労働者や有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者が雇用調整の対象とされ、解雇や雇止め等の動きが活発化されている状況が見受けられます。

これら離職者の中には、離職に伴い社員寮等の住居の退去を余儀なくされる者も少なくなく、住居喪失者に対する早急の支援も併せて求められています。

今後、雇用失業情勢のさらなる悪化も危惧されるところであり、企業経営の環境の厳しさにより、新規学卒者の採用内定取消や正社員の雇用調整まで、その波及拡大等が懸念されるところであります。

このため、先般12月19日に設置した「茨城労働局緊急雇用対策本部」においては、本日第1回会合を持ち、離職者の生活の安定並びに再就職支援等について茨城労働局と茨城県とが連携し、一丸となって迅速かつ的確に対処するようにしたところであります。

事業主の皆様におかれましては、現下の極めて厳しい経済社会情勢の中、経営環境も厳しいものと推察しておりますが、新規学卒者の採用内定取消や労働者派遣契約の中途解除、或いは有期契約労働者の解雇等は、これらの対象となった労働者の生活に大きな影響を及ぼすばかりか、社会全体の不安を増幅させるものであること、そしてこれらに関しましては、労働関係法令に抵触する場合もあることを改めて御認識いただき、回避に向けた慎重な御検討を強く求めるものであります。

特に、労働者派遣契約については、派遣労働者を受け入れている派遣先事業主におかれては、契約期間満了前に契約を解除する場合には、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成11年告示第138号)の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置が必要となります。

また、期間を定めて締結された有期労働契約については、労働契約法第17条において、使用者は「有期労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することはできない」旨が定められているところであります。

事業主の皆様におかれましては、こうした労働関係法令等を具体的に御考察され、契約解除又は解雇等の回避に向けた慎重な御検討を行っていただくことを強く望むとともに、さらに、非正規労働者を含む全ての労働者の雇用の維持・確保について、特段の御理解を切に求めるものであります。

平成20年12月25日

事業主各位

茨城労働局緊急雇用対策本部長
植松 弘

年末緊急相談窓口の開設について

茨城労働局では、12月29日、30日の2日間、非正規労働者等の方を対象に年末緊急相談窓口を開設いたします。

1. 年末緊急職業相談窓口

下記のハローワークにおいて、年末緊急職業相談の窓口を開設し、非正規労働者等の方に対する職業相談を実施します。

ハローワーク水戸

所在地 水戸市水府町 1573-1 ☎ 029-231-6223

- 窓口開設日・時間
平成20年12月29日（月）、30日（火）10:00～17:00
- 提供サービス
職業相談、求人情報の提供、住宅確保に係る相談
就職安定資金融資に係る相談
※ 雇用保険関係業務は取り扱いをしておりませんので、ご承知下さい。
※ 29日、30日は求人の更新がありませんのでご注意ください。

2. 年末緊急労働条件特別相談窓口

下記の労働基準監督署において、年末緊急労働条件特別相談窓口を開設し、解雇、雇止め、賃金不払等が行われた非正規労働者等に対する労働条件相談を実施します。

水戸労働基準監督署

所在地 水戸市宮町 1-8-31 茨城労働総合庁舎 3階
☎ 029-226-2237

- 窓口開設日・時間
平成20年12月29日（月）及び30日（火）10:00～17:00
- 提供サービス
 - ・ 解雇・雇止め、労働条件の引下げ等に係る労働契約法の内容や裁判判例等についての情報提供
 - ・ 解雇、賃金不払等に関し労働基準関係法令上問題のある事案に対する相談への対応